

生命保険を利用した相続対策。

前回に引き続き、今回は生命保険を利用した相続対策の話です。
ポイントは、1代飛ばしの「孫」へ贈与税より少ない税額で資産を移転する。

医療保険を使う。という2点です。

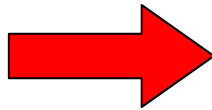
保険内容は以下の通りです。

保険期間：終身、保険料払込：一括、保険契約者：Aさん 70歳男性、

被保険者：Bさん（Aさん息子）40歳男性

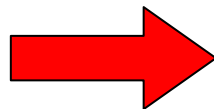
保険種類：終身医療保険入院日額 5,000円 + 死亡保障 2,000万円

契約内容は、こんな形です。



契約者	被保険者	保険金受取人
Aさん	Bさん(Aさんのお子さま)	Aさん

この場合の保険料は、約 1,380 万円になります。仮に保険加入後 10 年で A さんが亡くなられた場合、この保険を B さんのお子さん C さんへ相続し、契約者と保険金受取人を C さん（孫）に変更します。



契約者	被保険者	保険金受取人
Cさん(Aさんのお孫さま)	Bさん(Aさんのお子さま)	Cさん(Aさんのお孫さま)

そして、その後 B さんが死亡された場合、C さんが死亡保険金を 2,000 万円受取れ、その時にかかる税金は、約 284 万円になります。ということは、2,000 万円を 284 万円の税金を払い、A さんから C さん（孫）へあげたことになります。

ちなみに贈与税だと約 720 万円税金がかかりますから、約 500 万円税金が少なく済みます。前回書いたように、生命保険は契約者、被保険者、保険金受取人が登場し、保険に加入した後で被保険者だけは絶対に変えることができませんが、契約者と受取人は変えることができます。ご自分のご家庭に合った保険を利用することで、これから増税となる相続へ対策を打つことができます。ご検討されてみてはいかがでしょうか？